

2024年2月2日

明石市長 丸谷聰子様

明石市
提案代表者
電話

市民政策提案書

明石市市民参画条例第19条第1項本文の規定により、下記のとおり提案します。

記

1 提案する政策等の名称

市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画について、条例に定める市民参画手続きを速やかに履行する

2 提案する政策等の趣旨、目的、背景等

中崎消防分署の移転建て替えについては14億円を超える事業費を要する公共事業であり、消防本部に次ぐ規模を有する市民の安全確保に関わる重要な公共施設です。市民参画条例第6条第2項第4号「広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更」に該当し、同5号「市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定又は変更」に該当します。また、同4号に言う「大規模な施設であって規則で定めるもの」は、明石市市民参画条例施行規則第3条で「総事業費の額が10億円を超えるもの」と明記しており、明らかに「市民参画手続きの実施」が必要な事業計画になります。

にもかかわらず、市は移転建て替え地を中崎緑地の都市公園の一画とすることを明記した「新中崎分署棟建設基本計画」を策定した2021年1月以降はもちろん、それ以前の計画策定過程における期間においても市民参画条例に基づく参画手続きを行っていません。2023年10月30日に実施した「中崎分署の移転に関する説明会」で、同分署の移転（建て替え）については「市民参画条例第6条第2項に定める『市民参画手続きを実施しなければならない項目』には該当しない」と説明しているのは明らかに誤った条例解釈です。このように重要な施設の「移転建て替え」計画を、市民参画手続きが必要な事業に該当しないという解釈をするのは、市民参画条例はもちろん、自治基本条例を骨抜きにするもので、市民自治を進める姿勢としては許されることではありません。

しかも、本計画は市民の命と暮らしの安全を守る消防施設の重要な拠点の移転・建て替えに関するものであり、間違った計画と事業を進めた場合には将来取り返しつかない事態を招きかねません。何よりも市民の命と暮らしを守らねばならない自治体として、誤った政策選択は許されるものではありません。事の重要性に鑑みても、市民参画手続きを履行し、計画への疑問と不安を払しょくすることが求められます。

以下、本事業計画について市民参画手続きを履行してこなかった経緯と、計画が持つ問題点を具体的に述べます。

（1）市民参画手続きを行なわないまま基本計画及び基本設計に至った経緯の問題点

本事業は新庁舎建設計画が2019年10月に「現在地建て替え」を市議会が決議した後、急きよ策定されて2019年12月に公表された「新庁舎建設基本計画素案」の中で初めて明らかにされたものであり、この時点では「整備場所としては、国道28号からのアクセスを考え、現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます。今後、基本設計の中で具体的に検討を行います」と記載されていたにすぎません。

市は移転先も建て替え計画の概要も明らかでなかった時点の「同計画素案」をパブコメに供したことによって周知した、と最近行われた取り組みに関する説明で強調していますが、移転場所も建て替え計画の概要も明示しない段階のことであり、中崎消防分署移転建て替え計画に関する「市民参画手続き」



とは到底言えません。

そもそも、上記の新庁舎建設基本計画案の段階では、新庁舎建設後は残余の市役所敷地を売却して新庁舎建設費の一部に充当することが前提になっていたために、中崎分署の敷地外への移転が浮上していくに過ぎません。中崎緑地への建て替え計画に対する反対運動が始まって以降、市は「代替地への建設に変更すると分署の完成時期が遅れる」と主張していますが、現在の「完成目標時期」は上記の「敷地売却」に合わせて設定されたもので、移転先も含めて市民参画手続きを条例に定める通り履行することを妨げることにはなりません。

また、中崎緑地に移転建て替えすることも明記された新庁舎建設基本計画が2020年3月に策定されて以降は、新庁舎の基本設計案に対するパブコメは2021年1月に実施されました。これは新庁舎本体の基本設計に関するもので、消防分署については一言も触れられていません。新中崎分署棟建設基本計画は2021年1月に策定し2023年3月に改定されていますが、この間、パブコメをはじめとした市民参画手続きは全く実施されないまま、2023年6月には基本設計が発注されています。

こうした経緯を見れば、同消防分署の移転建て替え計画は市民参画条例第6条第2項に定めた「広く市民の利用に供する大規模な施設であつて規則に定めるものの設置に係る基本的な計画の策定または変更」に相当するものであり、市長はあらかじめ市民参画の手続きを実施しなければならないという義務を履行していないことは明らかです。

なお、市は新中崎分署建設基本計画の策定過程で「（予定地）周辺住民に対する説明を行った」ことを「取り組み経過」の中で説明していますが、本分署は周辺住民だけが関係市民となるのではなく、全市民を対象とした説明会や市民参画手続きが求められるものです。また、都市計画審議会を開催し予定地を都市施設（都市公園）から削除した経緯についても同様の取り組みとして挙げていますが、当該都市計画審議会の過程では中崎分署を建設することについては一切説明していないために、本分署計画の市民参画手続きとは見なされません。

（2）歴史的遺構でもある「中崎緑地」の一部を破壊する問題点

中崎緑地の公園や緑地帯の一部を破壊して消防分署を建設することについては、下記の通り幾つかの大きな問題点が生じています。

第一は、中崎緑地は400年前の明石城下町築城の名残りを伝える希少な歴史的遺構であり、中堀以内の明石公園を除き城下町遺構の大半が消滅している現在、中崎緑地全体を「城下町遺構」として保全するべきところです。すでに遺構の一画は戦前に「私有地として払い下げられていた」一部の区画にマンション等が建ち歴史的遺構の保全が損なわれていますが、それ故におさらのこと、残存するエリアを「市有地」だからと言って消防分署の移転先に利用することは、後世その不見識と文化財破壊の汚名を被ることになります。

第二は、中崎緑地の緑地帯は明石市都市景観形成基本計画で「景観資源図」の中に、中崎緑地から大蔵海岸の西部地区約1^{ha}を「憩いのポイント」（都市公園）として明記されています。中崎緑地は明石駅前の中心市街地の東南端から中崎公会堂を経て大蔵海岸の西部地区につながる「海岸沿いの松林」として広がっており、市街地に接した緑地帯の景観は「海峡公園都市・明石」を代表する景観、景勝地になっています。その一画を市民にきちんとした説明もないままに、分署建設の予定地として2年前に公園区域から除外しています。明石市の緑地政策としても誠実さを欠き、お粗末極まりない所業です。

（3）消防分署の建設地として不適切な選択の誤り その1：出動時の現場到着所要時間

第三は、消防分署の移転地として、不適切極まりない点です。

その一つは、交通頻繁で時間帯によっては渋滞が常習的に生じる国道28号以外に出動経路がないことです。現在の分署は、万一28号線の経由が無理な場合には、代替経路が複数存在します。市は「サイレンを鳴らして道を空けてもらうか、反対車線を利用すれば出動は可能」としていますが、問題は「出動が可能かどうか」ではなく、緊急車両は「一刻も早く現場に到達する」至上的な使命があることです。

消防署の設置をはじめ消防設備の設置について重要な指針となっているのが「4.5分以内に現場到着する」という目標です。消防車はいわゆる放水開始までの目標時間を出動から6.5分とされており、現場到着後放水開始までに必要な準備時間を2分として車庫を出て現場到着までの時間を4.5分とする目標を立てているのです。「一分一秒を争う」というのはこのためです。到着時間が遅れて、消火に支障がはってはならない。そのためには到着時間を短くする経路の選択肢があるかどうかは、決定的に重要です。

明石市の消防基本計画は2011年策定版しか公表されていませんが、これによると明石市の現場到着時間の平均は5分42秒（2009年）。中崎分署の管轄エリアに当たる明石地区西部は6分18秒、同東部は5分6

秒と記載されています。このため「消防署所の配置については移転等を含めた抜本的な見直しが必要」と課題に挙げていますが、本署に匹敵する最大規模の分署移転計画にもかかわらず、現在地よりも条件的に問題がある移転先を選んでいることになります。

(4) 不適切な選択 その2：国道28号線を「車庫入れ転回スペース」として利用する誤り

不適切な移転先とする二つ目は、敷地面積と土地の形状です。計画によると消防・救急車8台が入る車庫前の「車両転回スペース」は奥行き7mしかありません。大型のハシゴ車は長さ11m、中型の消防車両でも7.5m、最も短い救急車でも6mあります。これらの車両は出動後役割を終えて帰還したあと車庫前で点検や整備を行った後、バックで入庫します。しかし、大型車両（あるいは中型車両も）はいつたん国道に出てバックで入庫しなければ対応できません。消防局は「入庫時には国道の通行を止めて安全と誘導を確認する署員を配置して作業することを前提に設計している」としています。

本来は車庫前に点検整備と入庫時の車両転回スペースを敷地内に十分確保しなければならないわけですから、この計画は当初から「国道を車庫入れスペースとして常用する」計画になるわけです。問題は、閑散とした道路ならともかく、交通量の多い28号線を車庫入れの敷地代わりにすることが認められるのかどうか？ 入庫の度に通行を止めなければならないような立地条件を意に返さない立地選定を、市が行っていいのかどうかにあります。

この敷地は、北側の市道との間に1メートル近い段差があり、車庫をさらにセットバックすることもできない不都合な土地です。このような分署建設に国道管理者の同意が得られるかどうか疑問です。

(5) 不適切な選択 その3:新庁舎の特色を消防分署が台無しにする立地選定の誤り

不適切な立地選択の三つ目は、同時に建設する新本庁舎の北玄関と国道を挟んで新消防分署が向き合って建つことになります。消防分署の建物は通常のマンションだと4階建てに相当する高さで、間口が41mもあります。新本庁舎はその設計コンセプトとして「まちと海をつなげる庁舎」を明石らしい庁舎の特色の第一に掲げています。設計者はその特徴を「海に近い立地を最大限に生かすため、まちから海への南北方向の軸線を強調した」としています。北玄関から南玄関を貫く庁舎内メイン通路の延長線上に「まち」（北側）と「海」（南側）があるとしています。この場合の「まち」とは、天文科学館や明石公園と城を中心市街地につながることは明白であり、新庁舎の北側には中崎緑地の緑の空間が広がるロケーションです。

消防分署がこの視野を遮るように建つことは、新庁舎の最大の“売り”を台無しにすることになります。150億円をかけて建設する新庁舎の特色を減殺することになりかねません。むしろ消防分署を代替地に計画変更し、予定地を松と緑豊かな「市役所前の緑地ゾーン」として整備するとともに、併せて北玄関から平面で勤労福祉会館や観光道路に結ぶ歩行者アクセスを整備することより周辺整備を行うことの効果が何倍も高いことは一目瞭然です。

(6) 市民参画手続きなしの「杜撰な計画」を見直す効果

以上のように、現在の消防分署計画が最悪の選択になっているのは、中崎消防分署の立地環境の改善や新庁舎建設を契機に市役所へのアクセス改善と周辺整備など、従来潜在してきた懸案の解決を図るという視点なしに、ただただ建物さえ建て替えれば良しとする行政姿勢にあります。加えて、新庁舎建設計画の過程で本格的な市民参画手続きを行わず、専門的見地の導入もないままに進めたことや、消防分署に至ってはそうした外部意見の導入はもちろん市民参画条例に定める市民参画手続きさえ全く行ってこなかったことが、今日の杜撰な問題点を露呈する背景になっています。

したがって、基本設計作業中の今からでも遅くはありません。直ちに現計画の進行をいったん止めて、速やかに条例に基づく市民参画手続きを一からやり直すことです。市民の安全に直結する重要な公共施設の建設に際して、近隣住民だけに説明して事足れりとする姿勢は、自治基本条例と市民参画条例に著しく反するものと言わねばなりません。自ら定めた条例を遵守しない、明らかなコンプライアンス違反行為になります。

「市民参画」を最大の公約として就任した丸谷市長によって、このような市民参画手続きの軽視が行われるなら、丸谷市長の政治的生命に関わりかねません。英断を求めます。

3 提案する政策等の内容（具体的な対象、手段等）

中崎消防分署の移転および建て替え計画について、市は条例に定める市民参画手続きを速やかに履行すること。

①市はこれまでの説明で「市役所新庁舎建設基本計画（素案）」に関する市民説明会やパブコメで市民参画手続きを適切に実施していると喧伝していますが、同素案では新庁舎建設後に市役所敷地を売却するため中崎分署の移転・建て替えが必要になることを記載しているだけで、建て替え予定地も建設する分署の規模等などの計画は全く明示されていません。このような同素案についての市民参画手続きを以って、あたかも中崎消防分署の移転建て替え計画の市民参画手続きを行ったかのような詐術的な対応は、自治基本条例、市民参画条例に明らかに違反しています。

新中崎分署を中崎緑地の一画に建設することを記載した「新庁舎建設基本計画」が策定された2020年3月以降、あるいは新中崎分署棟建設基本計画が策定された2021年1月以降、今日に至るまで「市民参画条例に基づく参画手続き」は全く行われていません。

②10月30日の中崎分署の移転に関する説明会で、市は「分署の建設予定地については市役所新庁舎建設基本計画（素案）に対する市民参画手続き（パブコメ及び市民説明会）でご意見をお伺いしている」としています。ところが、上記①で指摘したように、同素案の中では「整備場所としては、国道28号からのアクセスを考え、現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます。今後、基本設計の中で具体的に検討を行います」と述べているだけで、予定地については明示していません。しかも「現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます」として、市民に誤った情報を与えかねない表現さえ見られます。

③また、上記②の説明会では「移転予定地の近隣住民には個別説明を行い、了解を得ています」「令和5年3月議会で市議会に報告し、了承を得ています」としていますが、近隣住民に個別に説明することや、市議会への報告は「市民参画条例に基づく市民参画手続き」とは全く関係のない“行政手続き”に過ぎません。こうした説明を行うこと自体が、市民参画条例をきちんと理解できていない表れだと受け止められ、市民参画条例に関する誤った理解が市行政内部に浸透している証左とも言えます。

④さらに、上記②の説明会およびその後の「公開質問書」に対する回答では「中崎分署の移転・建て替えは市民参画条例第6条第2項に定める市民参画手続きを実施しなければならない項目には該当しない」としています。とくに「規則で定める10億円以上を要する事業」には該当するが、「広く市民の利用に供する大規模な施設」ではないとしている解釈には、看過できない大きな誤りを内包しています。すなわち、ここでいう広く市民の利用に供する大規模な施設とは「図書館や市民会館等の施設」に限定し、「消防の活動拠点等は該当しない」という解釈は条例施行以来初めて示された解釈であり、市民参画が必要な施設を極めて狭い範囲に限定しようとするものです。このような一方的な解釈で市民参画手続きが必要な施設を狭い範囲に限定することは自治基本条例の趣旨に著しく反したもので、到底許されません。

本提案書2の冒頭で述べたように、本件は市民生活の安全に直接かかわる消防施設の移転および建て替えに関するもので、「市民には関係ない」と言うかのような“暴論”は許されるものではありません。本件は明らかに同条例第6条2項の4号および5号に相当するもので、条例に対する理解が誤っていることは明白です。引いては、ここでも自治基本条例および市民参加参画条例に対する著しい認識の欠如を露呈したものであり、関係職員の一からの研修が必要かと思われます。このことは、昨年(2023年)4月の市民参画推進会議の答申書第2項でも指摘されている通り、早急に改善されねばならない懸念です。職員の研修や改善は、具体的な事例に直面した中での具体的な改善研修が不可欠です。

※2023年4月26日 市民参画推進会議答申書 第2項

条例が施行されて10年以上が過ぎ、時間の経過とともに、市職員の市民参画の重要性に対する認識

が低くなっていることは否めません。実際に、意見公募手続で提出された意見を反映させるための期間の設定が極端に短く、条例の趣旨を踏まえていない事例も見受けられます。市民参画制度を行政や市民にとって意味のある制度として続けていくためにも、政策等の策定に携わる市職員への研修等の実施など必要な対応を図っていただきたいと考えます。

⑤上記②の説明会では「これまで…中崎分署に特化した説明会は実施してきましたが、この度、市民参画条例第6条第1項に基づき、市長の判断でこの度の説明会を開催しています」としています。同時に「今日の1回で（説明会を）終わらずに、2回目の説明会を実施して欲しい」という市民からの質問（要望）に対して、市は「2回目の説明会の予定はありません」と否定しています。

ここには、市民参画手続きに対する大きな認識の誤りが表れています。

一つは、市民参画条例に基づく市民参画の手続きは、条例第8条（市民参画手続きの実施原則）に従い行わねばならないことです。すなわち、市長等は「市民が広く市政に参画し」「市民の意見等が効果的に反映できるように努める」とされています。また、第2項では市長等は「政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階」を考慮して、適切な参画手法を選択することも規定されています。さらに、第7条1項では「政策等の案とともに案の趣旨、目的、内容等及びこれに関連する資料等をあらかじめ公表して…」と記載されています。この記述は同条第1項（意見公募手続）についての記述ですが、現に、他の案件に関する市民説明会やパブコメを実施する際には、事前に上記の資料等も公表されています。説明会を開催する際には当然の対応かと思われますが、上記10月30日の説明会では事前に公表された資料等ではなく、当日会場で配布されたに過ぎません。

中崎分署についての説明会は、すでにこの時期では時宜を逸していますが、さらに説明会を開催する際の要件さえ満たしていないお粗末な対応でした。

二つ目は、やっと開いた説明会では問題点が百出し、当日は答えきれなかったにもかかわらず説明会の継続を求める市民に対して「2回目の説明会はない」と一方的に打ち切る姿勢を示したことです。説明会の中でも市長や市幹部職員は「ご理解願います」と繰り返し、質問や意見に対して真摯に意見交換し、出された疑問点を解消する姿勢を示しませんでした。市にとっては、説明会とは「市の考え方を市民に受け入れてもらう場」と勘違いしていることになります。

明石市は自治基本条例で「自治の主体は市民」と明記しています。そのうえで「市政運営の原則」として「市民の市政への参画」「協働のまちづくり」そのための「情報の共有」を明記しています。市民参画条例は「市民の市政への参画」を担保するための手続きであり、「市民への説明」は一方的に市の考え方を市民に押し付けるものではなく、市民と情報を共有し、意見交換を通じて「合意形成」を図る場でなければなりません。

上記の市の対応姿勢は、説明会の趣旨を明らかに誤った理解をしていることになります。自治の主体である市民と、行政を負託された市行政が合意形成を図る場として説明会を通じて意見交換を重ねて、情報の共有と意思疎通を図っていく努力が何よりも求められています。本件で示されている市の対応は、「市民自治の市政」ではなく「問答無用の市政」になりかねません。

4 提案する政策等により得られる効果

- ① 自治基本条例を遵守し、市民参画の市政推進を“金看板”とする丸谷市政の特色が明確になり、市政への信頼感が醸成され、丸谷市政への信頼感が高まる。
- ② 明石市の消防力の強化につながり、市民の命と暮らしの安全への信頼感が高まる。
- ③ 海峡公園都市・明石の海辺の緑地景観が保全・向上し、城下町明石の歴史的遺構を保全することにより、歴史と環境を重視する明石市のまちづくりに資する。
- ④ 少なくとも今後半世紀にわたって明石市東部のランドマークとなる新庁舎の風格と品格向上に寄与し、市役所への徒歩アクセス改善に資する周辺整備を進めることができる。

5 提案する政策等の実施にあたり必要な費用（費目、内訳、額）

現時点での消防分署計画の見直し・変更を行なえば、計画変更に大きな費用が生じることはない。

6 提案する政策等に該当する対象事項

提案する政策等について該当するものの番号を○で囲んでください。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止
- (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例・義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定、変更
- (5) (1)～(4)以外の市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更、
廃止

7 添付資料

(1) 市民参画条例

第1章 総則

- 第4条（市長等の責務）市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進するものとする。2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民との情報共有に努めるものとする。
- 3 市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。
- 4 市長等は、市政について適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 5 市長等は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとする。

第2章 市民参画手続等

第6条（市民参画手続の実施等）市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続（市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という）を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

- (1)市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
- (2)市の総合計画（自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
- (3)市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4)広く市民の利用に供する大規模な施設であつて規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5)前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

第7条（市民参画手法）市民参画手続の手法は、次のとおりとする。

- (1)意見公募手続（市長等が政策等の案とともに当該政策等の案の趣旨、目的、内容等及びこれに關

連する資料をあらかじめ公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。)

(2)審議会等手続 (地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等(その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。以下「審議会等」という。)を設置し、これらに市長等が諮問等をすることにより意見等を求める一連の手続をいう。)

(3)意見交換会手続 (市長等が政策等の案を説明し、参加した市民からの意見等を収集し、又は参加した市民と意見交換することを目的として、説明会、タウンミーティング(市長等と市民との対話型の集会をいう。)その他の集会を開催する方法をいう。)

(4)ワークショップ手続 (市長等と参加した市民又は参加した市民同士が議論し、意見交換し、又は共同作業を行う会合を開催し、合意形成を図る方法をいう。)

(5)公聴会手続 (市長等が政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ提示して、公聴会を開くことにより、市民の意見等を聞く方法をいう。)

(6)政策公募手続 (市長等が市民に対して政策等の提案を募集する方法をいう。)

(7)その他の市民参画手法 (市長等が実施する市民参画手続の手法であって前各号に掲げるもの以外のものをいう。)

第8条 (市民参画手続の実施原則) 市長等は、市民参画手続の実施にあたっては、市民が広く市政に参画し、市民の意見等が効果的に反映できるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民参画手続を実施するときは、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して、適切な市民参画手法を選択するものとする。

3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。

4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。

5 市長等は、市民参画手続の結果を最も効果的に政策等に反映できると認める適切な時期において、市民参画手続を実施するよう努めるものとする。

第19条 (政策提案手続) 市民(年齢満18歳以上の本市の区域内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ)は、市民20人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という)から市長等に対して、対象事項についての政策等の案を添えて、政策等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が第6条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容とともに公表するものとする。

3 市長等は、提案が対象事項に該当する場合は、当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。

4 市長等は、前項の検討を行うに当たっては、提案代表者に公開の場において意見を述べる機会を与えるなければならない。

5 提案代表者は、第2項又は第3項の検討結果について不服がある場合には、市長等に対して再検討を求めることができる。

6 市長等は、前項の規定による再検討の求めがあったときは、遅滞なく、次条第1項に定める明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重した上で再検討を行い、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。

(2) 中崎緑地の松林を守る会 チラシ

① チラシ1号 (2023年8月発行)

- ・由緒ある「中崎緑地」の松林を伐採から守ろう
- ・中崎緑地ものがたり

② チラシ2号 (2023年10月発行)

- ・矛盾だらけの「中崎緑地」への消防分署建設！！
- ・代替地あるのに、なぜ緑地と公園つぶすの？
- ・市役所敷地内に計画変更しよう！
- ・中崎緑地に移転計画の消防分署に“不都合な真実”
- ・真向いの新庁舎と国道 3つの疑問

以上